



暴追とちぎ

第60号

平成29年5月



CONTENTS

ごあいさつ	1
暴力追放県民センターの活動状況	2
暴力団員等による不当要求の実態	3
暴力団排除条例Q&A	5

更生の
誓いに差し出す
支援の輪

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



組織犯罪対策第一課長ごあいさつ

栃木県警察本部
刑事部
組織犯罪対策第一課長

沼尾 定 男

本年3月15日付けで、警務部監察課長から刑事部組織犯罪対策第一課長に着任いたしました沼尾でございます。

公益財団法人栃木県暴力追放県民センターを始め、県民の皆様には、平素から暴力団排除活動はもとより、警察活動各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢ですが、一昨年、指定暴力団六代目山口組が分裂し、神戸山口組との間で対立抗争とみられる事件が全国的に相次いで発生しています。本年に入り、その発生は減少してきたものの、未だ対立状態が続いていることから、予断を許さない状況にあります。

警察では、このような情勢を受け、昨年3月に「対立抗争集中取締本部」を設置し、両団体に対する取締りを強化するとともに、県民の皆様が万が一にも抗争等に巻き込まれることのないよう、安全確保についても万全を期しているところであります。

一方、暴力団排除活動につきましては、栃木県暴力団排除条例の施行から7年目を迎え、県民を始め事業者の皆様の中にその意識が着実に浸透し、公営事業や公的給付のほか、建設業や不動産業等多くの業界が契約書や利用約款に暴排条項を加えるなど、社会全体で暴力団排除の取組が幅広く推進されているところであります。

警察といたしましては、暴力団排除活動に取り組まれている勇気ある方々に対し、できる限りの支援をさせていただくとともに、暴追センターを始めとする関係機関・団体と連携し、暴力団排除のための各種施策を強力に推進してまいりますので、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、暴追センターの益々のご発展と、暴力団排除に携わる皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

●暴力追放県民センターの活動状況●

★ 理事会

- ・3月23日、平成28年度第3回理事会を開催し、平成29年度の事業計画及び収支予算案等を審議し、可決承認されました。
- ・5月10日、平成29年度第1回理事会を開催し、平成28年度の事業報告及び収支決算等について審議し、可決承認されました。



平成29年度の事業計画

1 犯罪被害者救済事業（公益事業 1）

- (1) 暴力相談事業
 - 警察・弁護士会・センターの連携を強化し、相談業務を行い事案解決を図る
 - 三者協定に基づき民事介入暴力事案処理の促進
 - 毎月第3水曜日「弁護士相談の日」開設
 - 民事介入暴力1日相談所の開設
 - インターネット活用の相談業務の推進
 - 暴力追放相談委員の研修会開催
- (2) 救済事業
 - 暴力団員から傷害等の犯罪被害を受けた方に対する見舞金の支給
 - 暴力団事務所明渡訴訟、損害賠償請求訴訟の費用貸付支援
 - 暴力団事務所の付近住民等から委託を受けて事務所使用差止請求訴訟の提起
 - 暴力団排除活動推進者等に対する資機材の貸出支援

2 暴力団員排除組織支援事業（公益事業 2）

- (1) 組織支援事業
 - 地域、職域からの暴力団排除活動の支援
 - 賛助会員に対する支援と会員募集
 - 行政対象暴力の排除
- (2) 責任者講習事業
 - 不当要求防止責任者講習の開催

3 少年及び離脱希望者支援事業（公益事業 3）

- (1) 少年保護活動事業
 - 少年に対する暴力団の影響を排除するための諸活動
 - 少年指導委員に対する研修
 - パンフレット、チラシ等の配布
- (2) 暴力団離脱者支援事業
 - 暴力団離脱者支援活動
 - 社会復帰対策協議会による社会復帰の支援

4 広報啓発及び調査研究事業（公益事業 4）

- (1) 広報啓発活動事業
 - 機関誌「暴追とちぎ」、暴追マニュアル、暴追ポスター、暴追カレンダー等の作成配布
 - 暴排標語表示シートの掲示、乗合バス車内へのステッカーの掲示
 - 暴力団追放県民大会の開催
 - インターネットを活用した広報活動
- (2) 調査研究事業
 - 民事介入暴力対策協議会の開催
 - 暴力団に関する情報の収集・分析
 - 暴力監視活動の推進

暴力団員等による

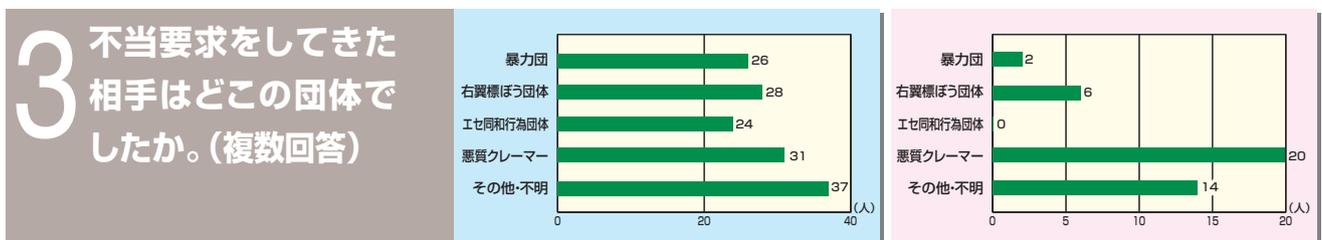
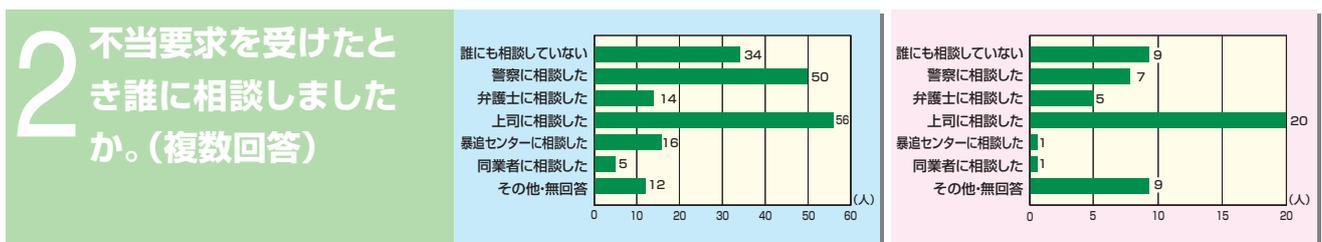
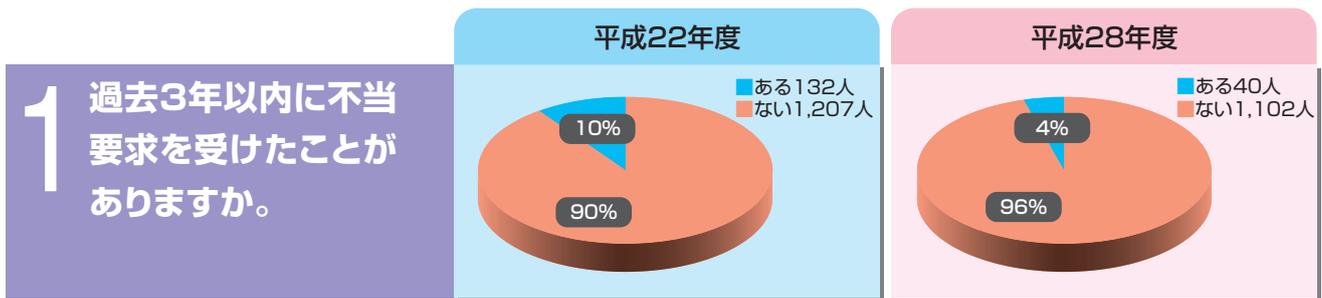
当センターでは、平成5年度から栃木県公安委員会から委託を受けて「不当要求防止責任者講習」を実施しておりますが、その受講者の方に毎回、「過去3年以内に不当要求を受けたことがあるか」など実態に関するアンケートをお願いしております。

平成23年4月1日、栃木県暴力団排除条例が施行され、社会全体で暴力団を排除する基本姿勢が示され、それらにより県民の暴力団排除意識が高まり、年々、不当要求を受けた件数、不当要求に応じてしまった件数が減少しております。

今回は、条例施行前の平成22年度と条例施行6年目の平成28年度のアンケート結果を参考までに対比しました。受講した対象業種は同じです。

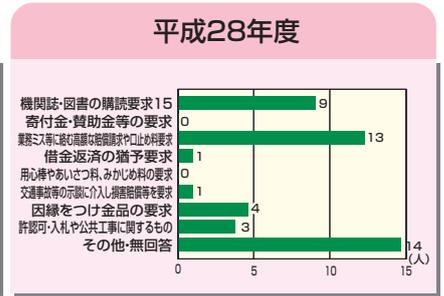
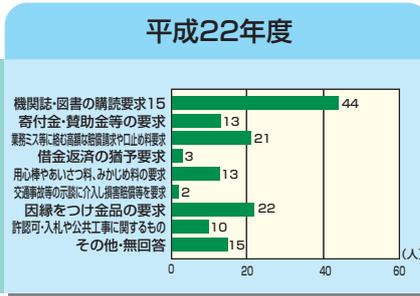
平成22年度	
受講者	1491人
回答者	1339人
回答率	89.80%

平成28年度	
受講者	1261人
回答者	1141人
回答率	90.50%

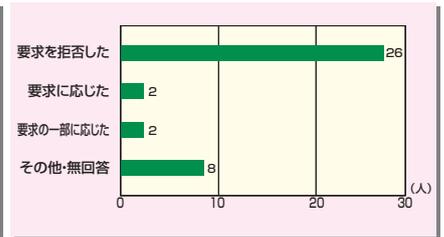
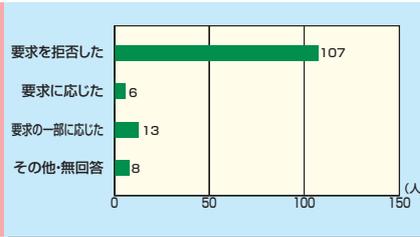


不当要求等の実態

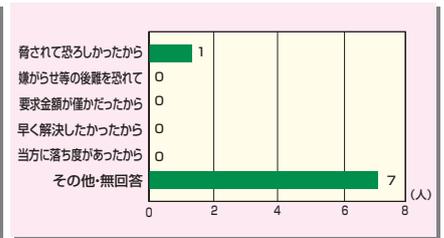
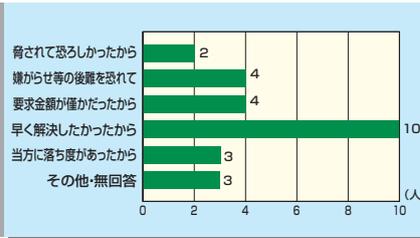
5 要求内容はどのようなものでしたか。



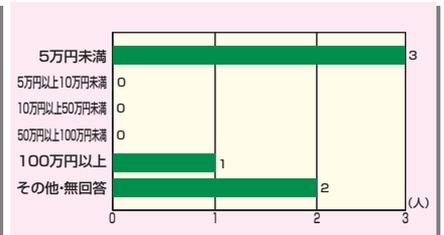
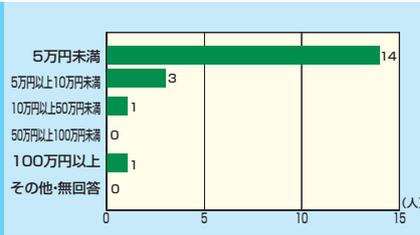
6 相手の要求にどのように対応しましたか。



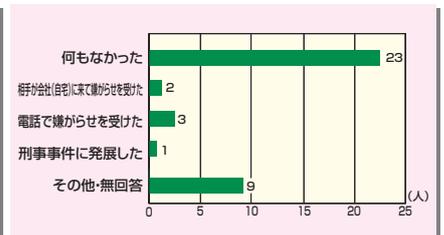
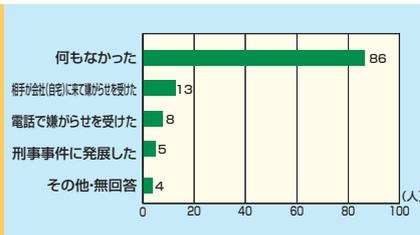
7 要求に応じた理由は何ですか。(複数回答)



8 要求に応じて支払った金額はいくらですか。



9 要求を拒否した後相手はどう反応しましたか。(複数回答)



参考 平成6年度

- 暴力団などから金品等の要求を受けたことがありますか。

ある	217人	33.10%
ない	438人	66.90%

- 要求を受けた217人に対し、どのように対処しましたか。

要求を拒否した	152人	70.00%
要求に応じた	7人	3.20%
要求の一部応じた	24人	11.10%
当初拒否したが最終的に応じた	6人	2.80%
当初拒否したが最終的に一部応じた	28人	12.90%

栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ①

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長
弁護士 亀岡 弘 敬

● ● ● はじめに ● ● ●

新聞報道によると、栃木県公安委員会は、平成28年8月ころ、塗装業者と指定暴力団組員に対し、栃木県暴力団排除条例（以下「栃木県暴排条例」といいます。）に基づく勧告（金品授与・受供与の禁止）を出したとのこと。ポイントは、指定暴力団組員のみならず、事業者である塗装業者にも勧告が出されている点です。

このケースは、塗装業者が、知人である組員に、元請業者に対する工事代金の回収を依頼し、組員が暴力団の威力を利用して元請業者と交渉したことに伴って、塗装業者が組員に現金20万円を供与したものとされています。

栃木県暴排条例は、事業者が、事業に関し、暴力団員等に対し、暴力団の威力を利用したことに関し、金品等を供与することを禁止しています（14条1項2号）。

また、暴力団員等が、このような禁止事項に違反することを知りながら、事業者から金品等の供与を受けることも禁止しています（15条）。

このような禁止事項の違反があった場合には、公安委員会において、事業者や暴力団員等に対し、その行為の是正や再発防止を求める勧告をすることができます（21条）。

今回のケースは、これらの栃木県暴排条例により、栃木県公安委員会が、塗装業者と指定暴力団組員に対し、勧告を出したものと考えられます。

栃木県暴排条例は、平成23年4月1日に施行されており、同様の条例はすべての都道府県において施行されています。

それでは、栃木県暴排条例は、どのような経緯で制定されたか、また、どのような内容かについて、概要をご説明いたします。

1 栃木県暴排条例が制定された経緯

平成4年に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（暴力団対策法）が施行され、暴力団に対する規制は強化されました。

しかし、その反面、暴力団は、表向きは暴力団であることを出さなくしたり、合法的な企業活動を装ったりするなど、規制を免れるため、その活動を不透明化・潜在化するようになりました。

そこで、このような不透明化・潜在化した暴力団の活動に対し、栃木県とその県民が一体となって対峙するために、栃木県暴排条例が制定されました。



2 栃木県暴排条例の概要

栃木県暴力団排除条例は、7つの章に分かれています。

(1) 第1章 総則

暴排条例が制定された目的、定義、基本理念、暴力団排除に対する栃木県や県民等の責務について規定されています。

(2) 第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

栃木県の事務及び事業における措置、公の施設の利用の制限、県民等に対する支援、市町村との連携等、警察による保護措置、県民等に対する啓発活動について規定されています。



(3) 第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

暴力団事務所の開設及び運営の禁止、青少年に対する教育のための措置について規定されています。

(4) 第4章 暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等

事業活動における禁止行為等、不動産の譲渡等をしようとする者の責務、不動産譲渡代理者等の責務、特定事業者の責務、公共工事等事業者の責務について規定されています。



(5) 第5章 義務違反者に対する措置

義務違反者に対する措置である、説明等、勧告、公表について規定されています。

(6) 第6章 雑則

公安委員会規則への委任について規定されています。

(7) 第7章 罰則

暴力団事務所の開設及び運営の禁止に関する規定に違反した者に対する罰則が規定されています。

このうち、特に事業者の方々に関係するのは、「第4章 暴力団等に対する金品等の供与の禁止等」の規定と、それに伴う「第5章 義務違反者に対する措置」と考えられます。



栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズについて

今回、栃木県暴力追放県民センターから「暴追とちぎ」への寄稿の機会をいただき、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会に所属する委員有志により、栃木県暴力団排除条例に関するQ&Aシリーズについて連載させていただくことになりました。

次回から、栃木県暴力団排除条例について、理論面よりも実務的な説明を重視しつつ、Q&A形式で解説いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

社会全体で暴力団を排除するために



暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）の午前9時～午後5時まで受け付けています。
- 専任の暴力追放相談委員が、皆様の相談に応じます。
- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 相談は面接のほか電話や手紙、メール等でも受け付けています。
- 当センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 毎月第3水曜日は「弁護士相談の日」として、当センター相談室において午後1時30分～午後3時30分まで専任の弁護士が相談を受けますので、事前の連絡をお願いします。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関誌、暴追ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

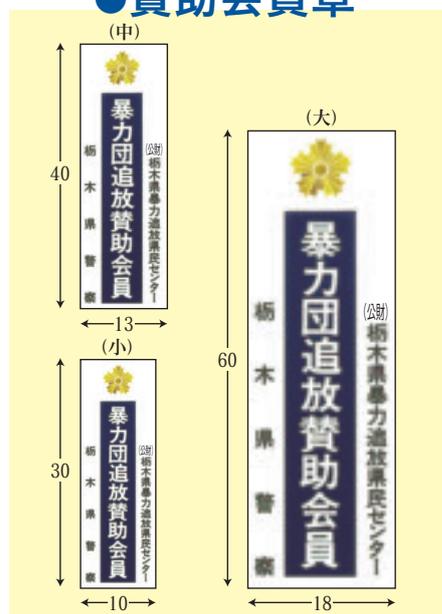
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除*の対象となります。
*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体 1口 10,000円
個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ平成29年5月号（通巻60号）表紙写真

表紙写真は、毎年5月に、国内有数のさつきの産地である鹿沼市で行われている「鹿沼さつき祭り」会場の展示状況です。「鹿沼さつき祭り」では、全国の愛好家が丹精こめて育てたさつき約300点が展示されるほか、即売会も開催されます。

写真提供 （公社）栃木県観光物産協会